

令和8年度  
一般競争入札による  
県有地の貸付け応募要領



静岡県浜松土木事務所総務課

〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目12番1号 浜松総合庁舎8階

TEL 053-458-7254

FAX 053-458-7193

入札による  
貸付け方法

事前に参加を申し込まれた入札参加者に入札書を提出していただき、県が定めた参考価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落札者(貸付け予定者)として決定する方法です。  
なお、本要領による県有地という表現は、建物等を含む県有財産の総称を示すものとします。

# 目 次

- 【1】 入札による県有地貸付けの概要 …………… P 1～3
- 【2】 入 札 参 加 心 得 書 …………… P 4～9
- 【3】 県有財産賃貸借契約書（案） …… P 10～22
- 【4】 承 諾 書 …………… P 23
- 【5】 入 札 参 加 関 係 書 類 …………… P 24～30  
(入札参加申込書、誓約書、口座振替通知登録申出書、入札書、委任状)
- 【6】 【入札書・委任状の記入例等】 …… P 31～41
- 【7】 物 件 調 書 …………… P 42～47  
旧天竜土木事務所春野支所 …… 42～47  
浜松市天竜区春野町宮川 1441 番

# 入札による県有地貸付けの概要

## 1 入札により貸し付ける県有地

入札により貸し付ける県有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書を御覧ください。

入札番号	入札対象財産	区分	種目	面積(㎡)	貸付期間	参考価格
1	浜松市天竜区春野町宮川 字下高瀬1441番	土地	宅地	600.00	令和8年7月16日 ～ 令和10年10月31日	5,794,234円
		建物	事務所建	169.37		
		建物	倉庫建	35.75		

注) 参考価格は、入札金額の目安として固定資産評価額等を参考に算出したもので、入札による貸付予定価格を示したものではありません。

## 2 入札参加資格者

原則として、当該土地については、建物の所有を目的とせず、借地借家法の適用を受けない用途の目的で、当該建物については、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借を目的として借りる方であれば、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第3(入札参加資格)を御覧ください。

なお、共有で貸付けを希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

## 3 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書が受付期間内に提出されない場合は入札に参加できませんので、御注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の入札参加申込書の様式を使用してください(コピーも可)。

### (1) 受付期間

令和8年6月23日(火)から令和8年6月30日(火)まで  
(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

### (2) 受付場所

静岡県浜松土木事務所総務課(浜松総合庁舎8階)  
〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番1号(電話番号:053-458-7254)

### (3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。(電送及びファクシミリによる受付は行いません。)郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するように提出してください。

#### 4 入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、御注意ください。なお、入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」を御覧ください。

##### (1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
1	令和8年7月8日(水) 午前10時00分	浜松市中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松土木事務所7階 電子入札室

(注)郵送により入札を実施するもので、開札は第三者たる当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

##### (2) 入札書の受付及び受付期限並びに入札方法

入札書は郵送するものとし(書留郵便に限る。電送による入札は認めない。)、次の提出先に令和8年7月7日(火)午後5時までに必着とします。

<入札書等提出先>

静岡県浜松土木事務所総務課(浜松総合庁舎8階)  
〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番1号

期限以降に提出された入札書は無効とします。なお、入札書は、この応募要領の入札書の様式を使用するものとし、入札書以外の必要添付書類については、この応募要領の「入札参加心得書」第5(入札書及び入札方法)を参照してください。

##### (3) 入札保証金

3の入札参加申込書を受理後、県が納入通知書を発行・送付しますので、下記金額を県が指定する期日(入札受付前)までに、県が指定する金融機関に納付し、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札書と併せて郵送してください(領収書原本は入札終了後郵送にてお返しします。)

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札日から30日以内に返還します。

入札番号	金額
1	290,000円

##### (4) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札参加心得書第7(入札の無効)を御覧ください。

#### 5 落札者との契約手続

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

##### (1) 契約書の提出等

落札した日から起算して14日以内に、県の定める契約書及び承諾書(この応募要領に添付した行政財産賃貸借契約書(案)、定期建物賃貸借契約書(案)及び承諾書を参照)を提出していただくとともに、契約保証金として落札金額の10%以上の金額を納付していただきます。

##### (2) 貸付料の支払い

契約締結日から起算して30日以内で県が指定する期日までに、貸付料を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、その納期

限の翌日から貸付料を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、遅延利息として納付していただきます。

## 6 用途の制限

落札者は、借り受けた財産を下記の目的及び用途で使用することはできませんので、御注意ください。

- (1) 建物を所有する目的
- (2) 借受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供する建物を所有する目的

## 7 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）。
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめ御相談ください。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。

## 【2】入札参加心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、一般競争入札による県有地の貸付けに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による県有地の貸付けに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による行政財産の貸付け実施要領（以下「実施要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は入札に参加することができません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 次のアからキのいずれかに該当する者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 入札対象財産を使用するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 借り受けた県有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行

った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(6) 入札参加申込書を県が指定した期日までに提出しなかった者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、県が指定する日時までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県浜松土木事務所総務課に提出してください。なお、指定する日時までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

- (1) 入札参加申込書
- (2) 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）
- (3) 誓約書（役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに静岡県浜松土木事務所総務課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

(入札書及び入札方法)

第5 入札参加者又はその代理人は、入札書（この応募要領による様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、別記1に記載の日時までに郵送（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）により、別記1記載の場所に必着させなければなりません。

- (1) 入札金額
- (2) 入札年月日（入札書記入日）
- (3) 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、実印にて押印してください。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し、押印してください。

2 記入には、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 入札書は、封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）に入れ密封し、裏面割印のうえ、その外側に入札番号及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記してください。

5 入札書を入れた封筒は、別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください（郵送用封筒の中に入札書が入った封筒を入れて郵送してください。）。

6 入札書を入れた封筒とは別に次の各号に掲げる必要添付書類も郵送用封筒に同封してください。

(1) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書の原本

金融機関等の領収印が押印されたもの。入札終了後に郵送にてお返しします。

なお、Pay-easy（ペイジー）を利用して納付したために領収書が発行されなかつ

た場合は、支払い済みであることを確認できるもの（当該支払い処理が完了したことを示したページを印刷したもの等）を郵送してください。）

(2) 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

7 入札参加者又はその代理人は、その郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 金額以外の記入内容の訂正を行う場合は、二重取消線及び訂正印にて訂正をしてください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、別に定める額を、県が指定する日までに、県が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

(入札の無効)

第7 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 入札保証金が所定の額に満たない者

(3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者（修正液及び修正テープを使用した場合を含む）

(4) 談合その他不正行為を行ったと認められる者

(5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

(7) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者

(8) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

(9) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札をした者

(10) 予定価格未満の入札をした者

(11) 金額を訂正した入札をした者

(12) 指定した日時、場所に入札をしなかった者

(13) 持参、電送又はファクシミリによる入札をした者

(14) 担当職員の指示に従わずに入札をした者

(15) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

(16) 必要添付書類を入札書に添付しなかった者

(17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第8 開札は、別記2入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は郵送によるものであるため、第三者たる当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせるものとします。

(落札者の決定)

第9 落札者は、県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者としてします。

2 県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、

異議の申し立てはできません。

- 3 落札者がある時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。

（入札執行の延期）

第10 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

（入札保証金の返還）

第11 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。

- 2 落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により第13に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

（契約の締結）

第12 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知します。

- 2 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に契約を締結しなければなりません。
- 3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。
- 4 前項の場合、入札保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。
- 5 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、落札者の実印を用いてください。

（契約保証金）

第13 落札者は、契約を締結する時まで、契約保証金として落札代金の100分の10以上に相当する金額（円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。）を、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納付しなければなりません。

- 2 契約保証金は、賃貸借期間満了し、更地返還されたことを確認後、30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。
- 3 落札者は、県の承認を得ないで、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他の担保に供することはできません。
- 4 契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

（貸付料の支払い）

第14 落札者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）で県が指定する期日までに、落札金額による貸付料を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。ただし、落札者が貸付料を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に貸付料の納付を遅延することができます。

- 2 遅延利息は、県が指定する期日の翌日から貸付料を納付した日までの期間を対象と

して、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）を貸付料に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

（契約の解除）

第15 落札者が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。

- （1） 落札者が第14第1項の金額を納付しない場合
- （2） 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- （3） 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

2 前項の場合、契約保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

（入札結果の公表について）

第16 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、静岡県ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

2 静岡県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

## 別記

### 1 入札書提出期限及び提出先

#### (1) 入札書提出期限

令和8年7月7日(火)午後5時

#### (2) 入札書提出先

郵送による提出に限る。(書留郵便に限る。電送による入札は認めない。)

〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目12番1号

静岡県浜松土木事務所総務課(浜松総合庁舎8階)

### 2 入札執行の日時及び場所

#### (1) 入札執行日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
1	令和8年7月8日(水)午前10時00分	浜松市中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松土木事務所7階 電子入札室

### 【3】 行政財産賃貸借契約書（案）

収 入  
印 紙

賃貸人静岡県を甲、賃借人\_\_\_\_\_を乙とし、甲乙間において、次の条項により県有財産について賃貸借を内容とする契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、乙に対し、甲の所有する次に掲げる財産を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

所在地	区 分	面 積
浜松市天竜区春野町宮川字下高瀬 1441 の一部	土地	600.00 m <sup>2</sup>

※貸付物件の詳細については、別図参照。

（使用の目的）

第3条 乙は、前条の物件（以下「貸付物件」という。）を資材置場及び駐車場の用（以下「指定用途」という。）に供するために使用するものとする。

（賃貸借期間）

第4条 貸付物件の賃貸借（以下「本件賃貸借」という。）の期間は、令和8年7月16日から令和10年10月31日までとする。

2 本契約は民法（明治29年法律第89号）第601条及び604条の規定に基づくものであるから、借地借家法（平成3年法律第90号）は適用されないので、本件賃貸借期間満了時において本契約の更新をせず、本件賃貸借期間の延長も行わない。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額によるものとし、その金額は、別紙に掲げるとおりとする。

2 貸付料は、本件賃貸借期間が1年に満たない場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、第22条の適用がある場合を除き、月割計算による。

3 第18条第1項第1号に掲げる理由により本契約を解除する場合は、甲が乙に対し解除しようとする旨の通知をした日から本契約終了までの期間については、貸付料は免除するものとする。

（貸付料の支払方法）

第6条 乙は、甲に対し、貸付料を別紙に定めるところにより定期に支払うものとし、その方法は、毎回甲の発行する納入通知書により指定期限までに甲が指定する金融機関へ納付することによるものとする。

（遅延利息）

第7条 乙が貸付料を指定期限までに納付しなかったときは、乙は、指定期限の翌日から納付の日まで遅延利息を年10.75パーセントの割合で支払わなければならない。

2 前項の貸付料のほか、甲が発行する納入通知書により納付するものについて、乙が指定期限までに納付しなかったときは、乙は、指定期限の翌日から納付の日まで遅延利息を年10.75パーセントの割合で支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付料の改定を行うことができる。

- (1) 経済情勢に著しい変動があるとき。
- (2) 貸付物件の状況に著しい変化があるとき。
- (3) その他正当な理由があると認めるとき。

(契約保証金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、契約保証金を甲に預け入れるものとする。

2 前項の契約保証金は、別紙に掲げるとおりとし、甲の発行する納入通知書により指定期限までに指定場所へ納付することにより、預け入れなければならない。

3 契約保証金は次のとおり扱うものとする。

(1) 甲は、貸付物件の返還があったときは、遅滞なく、契約保証金を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、貸付物件の返還時に、貸付料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、当該債務の額を契約保証金から差し引くことができる。

(2) 乙は、貸付物件の返還までの間、契約保証金を貸付料、その他の本契約から生じる乙の債務と相殺することはできない。

(3) 乙は、甲の承認を得ないで、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他の担保に供することは出来ない。

(4) 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合においては、契約保証金を返還しない。

(指定用途に供すべき期間)

第10条 乙は、貸付物件を、賃貸借期間満了の日まで引き続き指定用途に供するために使用しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第11条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は貸付物件を第三者に転貸しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、貸付物件に工作物等を設置しようとするとき又は貸付物件に設置された工作物等を改造しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 第1項または前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

4 乙は、貸付物件の使用に当たり、引火物その他の危険な物品等を持ち込んで서는ならない。

(指定用途の変更の承認)

第12条 乙は、やむを得ない理由により、第3条に定める指定用途の変更を必要とするときは、事前に理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(指定用途違反の追認)

第13条 甲は、乙が第3条、第10条、第11条に定めるいずれかの義務に違反した場合において、当該義務を履行し難い特別の事情があると認めるときは、指定用途の変更又は権利譲渡等を追認することができる。

(違約金)

第14条 甲は、乙に対し、乙が第3条、第10条から第12条までに定めるいずれかの義務に違反したとき(前条の定めによる追認を受けたときを除く。)は、甲の定める普通財産に係る用途指定の処理要領(昭和46年6月25日静岡県制定)に準じて、違約金を請求することができる。

2 前項の違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件について現状を変更しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

4 乙は、貸付物件の使用により、他の県有財産又は第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、乙の責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、乙の責任においてこれを賠償しなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は乙に所要の報告を求めることができる。この場合

において、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(経費の負担)

第17条 貸付物件に対し維持、保存、利用、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲のほか、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため、貸付物件を必要とするとき。
- (2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 乙が、次の(ア)から(キ)のいずれかに該当したとき。
  - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - (ウ) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 2 乙は、前項第1号の規定により本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、甲にその補償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項第2号又は第3号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じても、その損失を補償しない。
- 4 乙は、第1項第3号の規定により本契約が解除された場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第19条 乙は、貸付期間の満了により本契約が終了する場合にあつては貸付期間満了前までに、本契約の解除その他の理由により本契約が終了する場合にあつては甲の指定する期日までに、乙の責任と負担において、貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。

- 2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲は、これを原状に回復して乙にその費用を請求することができる。
- 3 乙が、貸付期間が満了した場合にあつては貸付期間満了日、本契約の解除その他の理由により本契約が終了した場合にあつては甲が指定した期日(以下「契約終了日」という。)までに、貸付物件を原状に回復して返還しないときは、乙は、甲に対し、本契約終了日の翌日から返還が完了する日までの期間について、本契約終了時の貸付料年額の2倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。ただし、当該期間が1年に満たない場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割計算によるものとする。
- 4 前項の違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 乙は、甲の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、貸付物件の原状回復を要しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は、本契約が終了したときは、第18条第2項の規定による損失の補償の請求を除き、民法第608条に基づく費用の償還、移転料その他いかなる名目においても、財産上の請求を一切行わないものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなけれ

ばならない。

(貸付料の不返還)

第 22 条 甲は、乙に対し、第 18 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる理由により本契約を解除したときは既納の貸付料を返還しないものとする。

(契約等の費用)

第 23 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第 24 条 本契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 25 条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

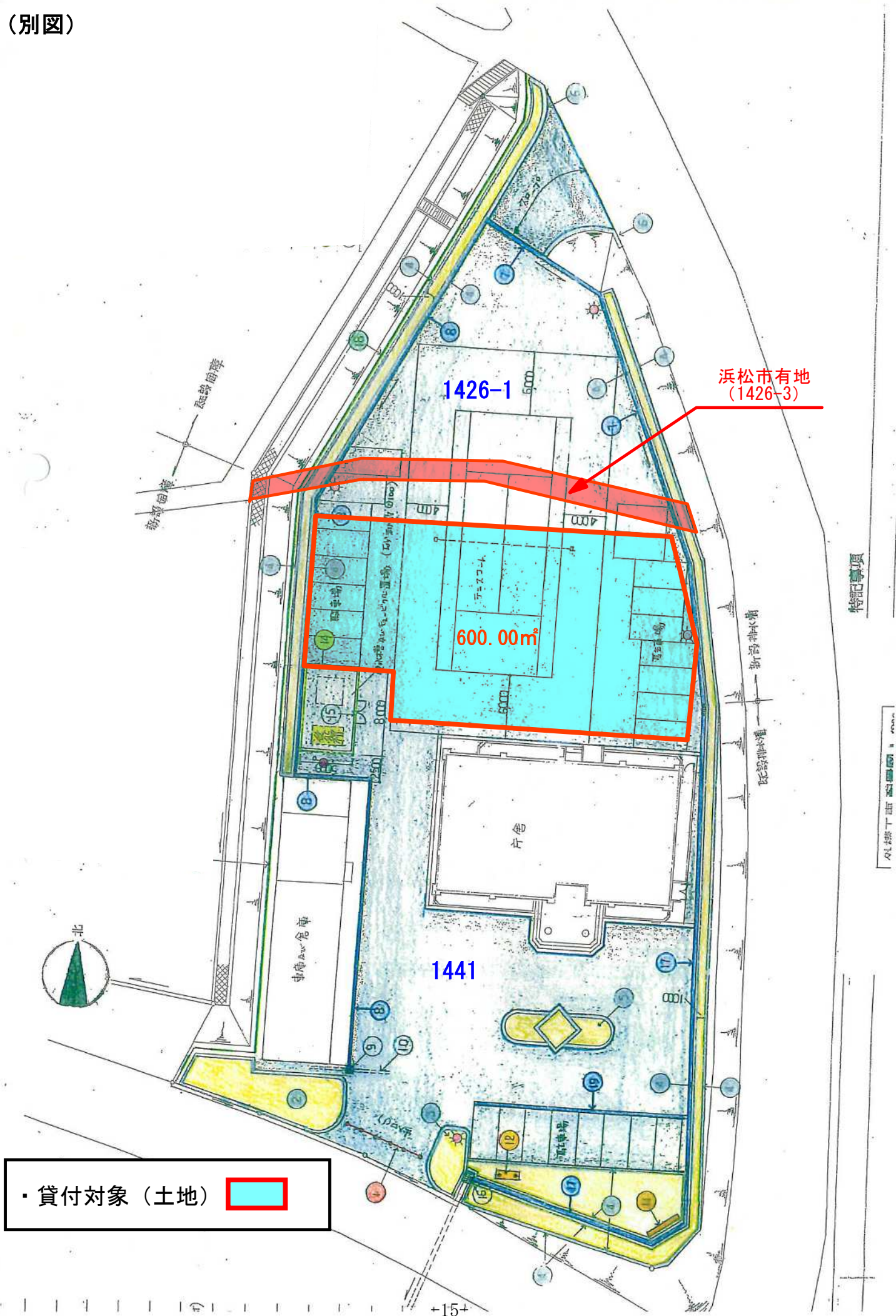
(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号  
静岡県知事 鈴木 康 友 印

(乙) 住所  
氏 名 印

別紙

区 分	指定期限	貸付料等	同左計算期間
第1回	令和8年__月__日	_____円	自令和8年7月16日 至令和9年3月31日
第2回	令和9年4月26日	_____円	自令和9年4月1日 至令和10年3月31日
第3回	令和10年4月25日	_____円	自令和10年4月1日 至令和10年10月31日
契約保証金	令和8年__月__日	_____円	

(別図)



・貸付対象 (土地)



## 定期建物賃貸借契約書（案）

賃貸人静岡県を甲、賃借人\_\_\_\_\_を乙とし、甲乙間において、次の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の定期建物賃貸借に規定する建物の賃貸借を内容とする契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、乙に対し、甲の所有する次に掲げる建物を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

	建物の名称等	所在地	面積（㎡）	備考
1	旧天竜土木事務所春野支所合同庁舎	浜松市天竜区春野町宮川字下高瀬 1441	169.37 ㎡	建物の一部貸付
2	旧天竜土木事務所春野支所車庫・倉庫	浜松市天竜区春野町宮川字下高瀬 1441	35.75 ㎡	建物の一部貸付

※貸付物件の詳細については、別図参照。

（使用の目的）

第3条 乙は、前条の物件（以下「貸付物件」という。）のうち、「1」は事務所の用に、「2」は資材保管の用に（以下「指定用途」という。）に供するために使用するものとする。

（賃貸借期間等）

第4条 貸付物件の賃貸借（以下「本件賃貸借」という。）の期間は、令和8年7月16日から令和10年10月31日までとする。

2 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条（賃貸借契約の更新に関する規定）、法第28条（更新拒絶の要件に関する規定）、及び第29条第1項（期間1年未満の賃貸借を期間の定めのない賃貸借とみなす規定）並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないため、本件賃貸借期間満了時において更新をせず、本件賃貸借期間の延長も行わない。

3 甲は、本件賃貸借期間満了の1年前から6か月前までの間（以下「通知期間」という。）に、本件賃貸借期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知する。

4 甲が通知期間の経過後に乙に対し、期間の満了により本契約が終了する旨の通知を行った場合は、その通知の日から6か月を経過した日に本契約は終了する。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額によるものとし、その金額は、別紙に掲げるとおりとする。

2 貸付料は、本件賃貸借期間が1年に満たない場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、第22条の適用がある場合を除き、月割計算による。

3 第18条第1項第1号に掲げる理由により本契約を解除する場合は、甲が乙に対し解除しようとする旨の通知をした日から本契約終了までの期間については、貸付料は免除するものとする。

（貸付料の支払方法）

第6条 乙は、甲に対し、貸付料を別紙に定めるところにより定期に支払うものとし、その方法は、毎回甲の発行する納入通知書により指定期限までに甲が指定する金融機関へ納付することによるものとする。

（遅延利息）

第7条 乙が貸付料を指定期限までに納付しなかったときは、乙は、指定期限の翌日から納付の日まで遅延利息を年10.75パーセントの割合で支払わなければならない。

2 前項の貸付料のほか、甲が発行する納入通知書により納付するものについて、乙が指定期限までに納付しなかったときは、乙は、指定期限の翌日から納付の日まで遅延利息を年10.75パーセントの割合で支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付料の改定を行うことができる。

- (1) 経済情勢に著しい変動があるとき。
- (2) 貸付物件の状況に著しい変化があるとき。
- (3) その他正当な理由があると認めるとき。

(契約保証金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、契約保証金を甲に預け入れるものとする。

2 前項の契約保証金は、別紙に掲げるとおりとし、甲の発行する納入通知書により指定期限までに指定場所へ納付することにより、預け入れなければならない。

3 契約保証金は次のとおり扱うものとする。

(1) 甲は、貸付物件の返還があったときは、遅滞なく、契約保証金を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、貸付物件の返還時に、貸付料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、当該債務の額を契約保証金から差し引くことができる。

(2) 乙は、貸付物件の返還までの間、契約保証金を貸付料、その他の本契約から生じる乙の債務と相殺することはできない。

(3) 乙は、甲の承認を得ないで、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他の担保に供することは出来ない。

(4) 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合においては、契約保証金を返還しない。

(指定用途に供すべき期間)

第10条 乙は、貸付物件を、賃貸借期間満了の日まで引き続き指定用途に供するために使用しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第11条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は貸付物件を第三者に転貸しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、貸付物件を増築、改築又は改造しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 第1項または前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

4 乙は、貸付物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。

(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

5 乙は、貸付物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。

(2) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

(指定用途の変更の承認)

第12条 乙は、やむを得ない理由により、第3条に定める指定用途の変更を必要とするときは、事前に理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(指定用途違反の追認)

第13条 甲は、乙が第3条、第10条、第11条に定めるいずれかの義務に違反した場合において、当該義務を履行し難い特別の事情があると認めるときは、指定用途の変更又は権利譲渡等を追認することができる。

(違約金)

第14条 甲は、乙に対し、乙が第3条、第10条から第12条までに定めるいずれかの義務に違反したとき(前条の定めによる追認を受けたときを除く。)は、甲の定める普通財産に係る用途指定の処理要領(昭和46年6月25日静岡県制定)に準じて、違約金を請求することができる。

2 前項の違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件について現状を変更しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

4 乙は、貸付物件の使用により、他の県有財産又は第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、乙の責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、乙の責任においてこれを賠償しなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は乙に所要の報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(経費の負担)

第17条 貸付物件に対し維持、保存、利用、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲のほか、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため、貸付物件を必要とするとき。
- (2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 乙が、次の(ア)から(キ)のいずれかに該当したとき。
  - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

2 乙は、前項第1号の規定により本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、甲にその補償を請求することができる。

3 甲は、第1項第2号又は第3号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じても、その損失を補償しない。

4 乙は、第1項第3号の規定により本契約が解除された場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第19条 乙は、貸付期間の満了により本契約が終了する場合にあっては貸付期間満了前までに、本契約の解除その他の理由により本契約が終了する場合にあっては甲の指定する期日までに、乙の責任と負担において、貸付物件を通常の使用に伴い生じた損耗を除き、原状に回復して、甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲は、これを原状に回復して乙にその費用を請求することができる。

3 乙が、貸付期間が満了した場合にあっては貸付期間満了日、本契約の解除その他の理由により本契約が終了した場合にあっては甲が指定した期日（以下「契約終了日」という。）までに、貸付物件を原状に回復して返還しないときは、乙は、甲に対し、本契約終了日の翌日から返還が完了する日までの期間について、本契約終了時の貸付料年額の2倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。ただし、当該期間が1年に満たない場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割計算によるものとする。

4 前項の違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

5 乙は、甲の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、貸付物件の原状回復を要しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は、本契約が終了したときは、第18条第2項の規定による損失の補償の請求を除き、民法（明治29年法律第89号）第608条に基づく費用の償還、移転料その他いかなる名目においても、財産上の請求を一切行わないものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付料の不返還)

第22条 甲は、乙に対し、第18条第1項第2号又は第3号に掲げる理由により本契約を解除したときは、既納の貸付料を返還しないものとする。

(契約等の費用)

第23条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第24条 本契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第25条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

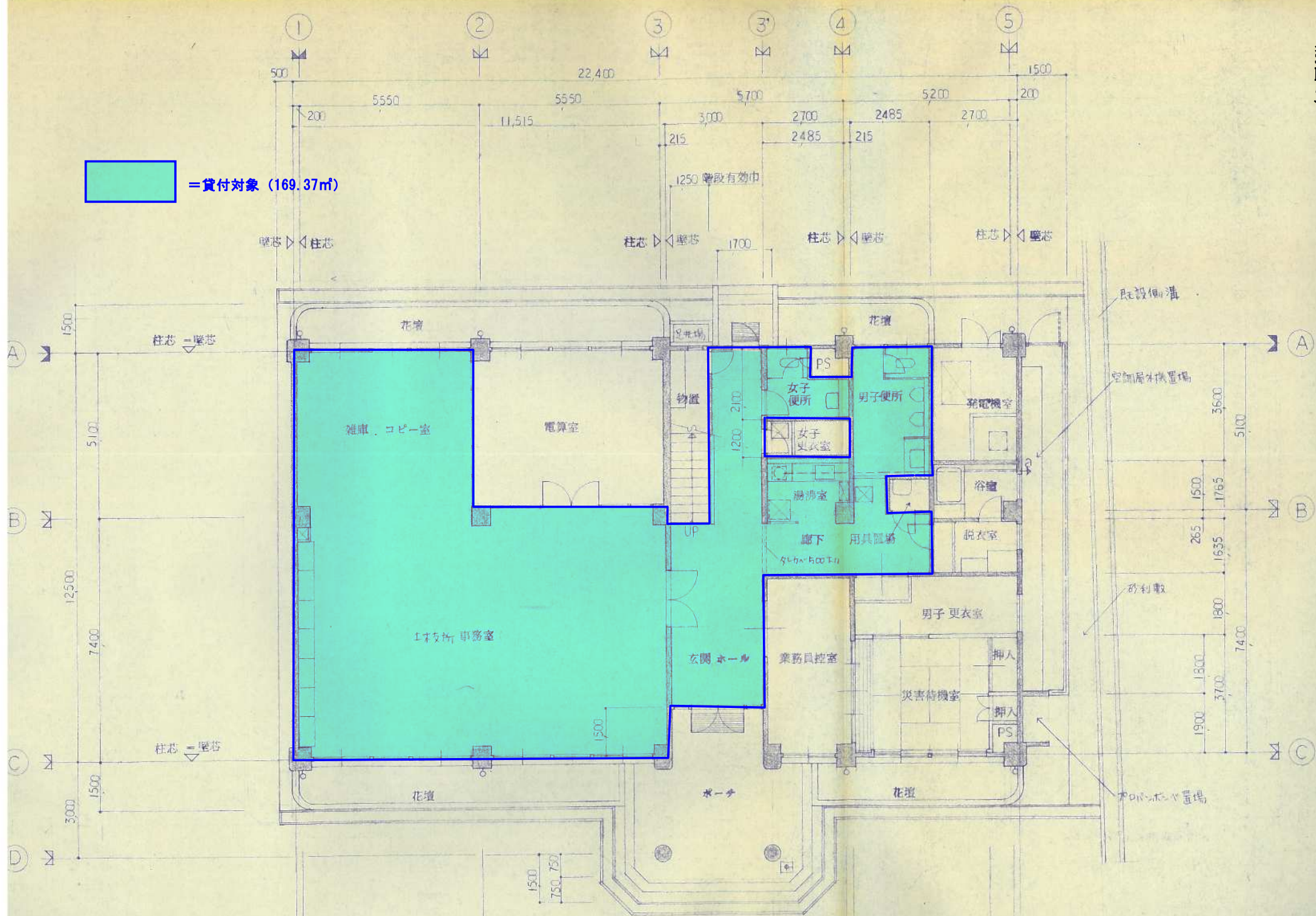
(甲) 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県知事 鈴木康友 印

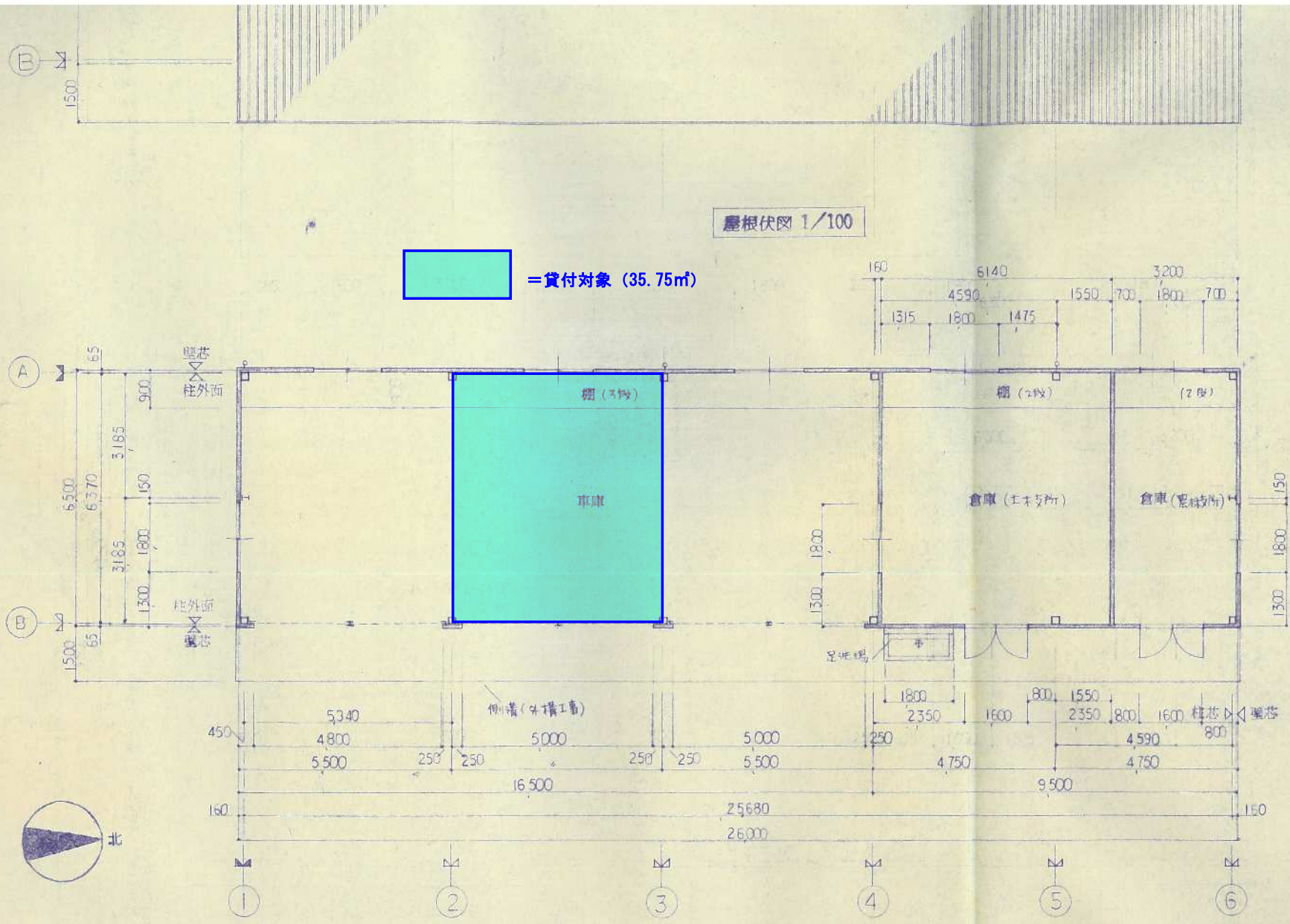
(乙) 住所  
氏 名 印

## 別紙

区 分	指定期限	貸付料等	同左計算期間
第1回	令和8年__月__日	_____円	自令和8年7月16日 至令和9年3月31日
第2回	令和9年4月26日	_____円	自令和9年4月1日 至令和10年3月31日
第3回	令和10年4月25日	_____円	自令和10年4月1日 至令和10年10月31日
契約保証金	令和8年__月__日	_____円	

=貸付対象 (169.37m<sup>2</sup>)





車庫 =貸付対象 (35.75㎡)

屋根伏図 1/100

平面図 1/100

種別	通一 塩
棟	(別図 2)
建具	シャッター
塗装	部 SOP
備考	転倒樹
内部仕上表	
床	コンクリート
巾木	
腰	コンクリート
壁	鉄骨鋼筋工 一部 6ヶ付
天井	鉄骨鋼筋折
塗装	鉄部 SOP
備考	木製棚 (3)

記 事	検 図	総 括	意 匠	構 造	設 備	昭和63年度天竜土木事務所春野支所 北越農林事務所春野支所庁舎建築工事 設計図 63年7月 日 設計番号	平面図、屋根伏図 仕上表
					EMG その他( )		

## 【4】 承 諾 書

私は、下記県有財産の借受けにつき、物件調書及び現地を確認のうえ、現況により借受けることを承諾します。

### 記

所在地	区分	種目	面積 (㎡)
浜松市天竜区春野町宮川字下高瀬 1 4 4 1 番	土地	宅地	600.00
	建物	事務所建	169.37
		倉庫建	35.75

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

# 一般競争入札（県有地貸付け）参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

申込人 住 所  
氏 名  
(名称・代表者名)  
電 話 番 号

印

【共有名義の場合】 共有者の氏名  
(名称・代表者名)

印

一般競争入札(県有地貸付け)に参加したいので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

## 記

入札番号	入札対象財産	区分	種目	面積(m <sup>2</sup> )	貸付期間	参考価格
1	浜松市天竜区春野町 宮川字下高瀬1441番	土地	宅地	600.00	令和8年7月16日 ～ 令和10年10月31日	5,794,234円
		建物	事務所建	169.37		
		建物	倉庫建	35.75		

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は法人登記簿謄本）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」及び「口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書」を必ず添付してください。

# 誓 約 書

- 私
- 当社又は当団体

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (6) 貸付対象財産を使用するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

### 2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力的な要求行為を行うもの
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
- (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事 鈴木 康友 様

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

㊟

【共有名義の場合】

共有者の氏名

（名称・代表者名）

㊟

※ 添付書類：役員等名簿

※ 個人の場合、商号又は名称及び代表者の記載は不要

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役員等名簿

所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

作成担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

No	役職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日(大正 T、昭和 S、平成 H)	性別(男女)
例	(記入例) 代表取締役	シバ 一郎	静岡 一郎	S35. 8. 16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

㊞

【共有名義の場合】

共有者の氏名  
(名称・代表者名)

㊞

## 記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあつては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあつてはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(カカナ)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報がある目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

(様式2)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年 月 日

様

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

次のとおり登録してください。

氏名 (名 称) \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

( 色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
.....	.....	.....	.....	.....	.....

13 12

④ 氏名・名称 (カナ)
.....

10 20 30 40

⑤ 氏名・名称 (漢字) 上段
.....

5 10 15 20 25

⑥ 氏名・名称 (漢字) 下段
.....

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
.....	.....	.....	.....	.....	.....

⑪ 県市区郡町村丁目等 (漢字)
.....

5 10 15 20 25

⑫ 地番等 (漢字)
.....

5 10 15 20 25

⑬ 方書等 (漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)
.....

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通 (預金)	口座番号
銀行・信金・農協	.....	2 当座 (預金)	.....
労金・信組	.....	7 別段 (預金)	.....
店	.....		.....
口座名義人 (カナ)	預金種別		.....
.....	.....		.....

10 20 30

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通 (預金)	口座番号
銀行・信金・農協	.....	2 当座 (預金)	.....
労金・信組	.....	7 別段 (預金)	.....
店	.....		.....
口座名義人 (カナ)	預金種別		.....
.....	.....		.....

10 20 30

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

# 入 札 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

入札者 住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

代理人氏名

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で借り受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額										

入札番号

1

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、**申込日以降で記入日を記入**すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

# 委 任 状

私は、下記入札番号の財産の借受けについて、  
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印

記

入札番号
1

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

# 【6】入札書・委任状の記入例等

## 《 記入例 》 （個人の場合）

### 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 1 0 月 1 日

静岡県知事 様

住所（所在地） 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

次のとおり登録してください。

氏名（名称） 静岡 太郎

代 表 者

（電話番号 0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3 ）

（   色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

・口座振替通知FAX送信受領  
承諾者のみ記入（県内の方のみ）

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3	0 5 4 - 2 2 2 - 5 5 5 5

④ 氏名・名称（カナ）
シ ス オ カ タ ロ ウ

⑤ 氏名・名称（漢字）上段
静 岡 太 郎

⑥ 氏名・名称（漢字）下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
	2 3	4 2 0 - 0 8 5 3	2 2		

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）
静 岡 市 葵 区 追 手 町

⑫ 地番等（漢字）
9 番 1 8 号

⑬ 方書等（漢字）（「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。）
静 岡 中 央 ビ ル 8 F

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。）

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	預金種別
静岡 銀行・信金・農協 芳金・信組 呉服町支店		1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）
口 座 名 義 人 （カ ナ）	預金種別	口 座 番 号
シ ス オ カ タ ロ ウ	1	1 2 3 4 5 6 7

⑮ 前払金用口座振替先

（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	預金種別
銀行・信金・農協 芳金・信組 店		1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）
口 座 名 義 人 （カ ナ）	預金種別	口 座 番 号

- ※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
- ※ この用紙のみを切りはなして返送してください。
- ※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替のみに利用します。  
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2年 4月 1日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 浜松産業株式会社 静岡支店

代表者 支店長 甲野 乙太郎

(電話番号 054 - 222 - 3333 )

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

Table with 3 columns: ① 入札参加資格 (1), ② 電話番号 (054-222-3333), ③ ファクス用電話番号 (054-222-5555)

④ 氏名・名称 (カナ) ハマ、マツ、サン、キョウ、カ、フ、シ、キ、カ、イ、シ、ヤ、シ、ス、オ、カ、シ、テ、ン

⑤ 氏名・名称 (漢字) 上段 浜、松、産、業、株、式、会、社、静、岡、支、店

⑥ 氏名・名称 (漢字) 下段 支、店、長、甲、野、乙、太、郎

⑦ 組織区分 ⑧ 業種 ⑨ 郵便番号 ⑩ 県コード 市町村コード 字コード

⑪ 県市区郡町村丁目等 (漢字) 静、岡、市、葵、区、追、手、町

⑫ 地番等 (漢字) 9、番、1、8、号

⑬ 方書等 (漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。) 静、岡、中、央、ビ、ル、8、F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名 静岡 銀行・信金・農協 芳金・信組 呉服町支店 金融機関コード 1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金) 口座名義人(カナ) ハマ、マツ、サン、キョウ、カ、フ、シ、キ、カ、イ、シ、ヤ、シ、ス、オ、カ、シ、テ、ン 預金種別 1 口座番号 1、2、3、4、5、6、7

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名 銀行・信金・農協 芳金・信組 店 金融機関コード 1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金) 口座名義人(カナ)

- ※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
※ この用紙のみを切りはなして返送してください。
※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

# 記 載 要 領

## 項目① 入札参加資格

- ・本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。  
区分 1 入札参加資格を有しない  
2 物品入札参加資格者（出納局用度課所管）  
3 建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）  
4 庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）
- ・複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

## 【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

- ・記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS 第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）の範囲です。（ただし、口座情報に関しては、口座情報欄に別に記載しています。）

## 項目②、③ 電話番号(13桁)、ファクス用電話番号(12桁)

- ・市外局番、市内局番、番号の間を“-”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
- ・ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

## 項目④ 氏名・名称(カナ) 半角48文字以内

- ・濁点、半濁点等も1マス使用する。
- ・姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
- ・個人の場合、事業主の氏名のみではなく、屋号も含めて記入する。  
（例）静岡文具店 静岡太郎 → シズオカフ<sup>°</sup> シク<sup>°</sup> テン▲シス<sup>°</sup> オカタロウ （屋号や氏名を空白で区切り記入）
- ・法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。  
（例）浜松産業株式会社沼津支店 代表取締役 浜松次郎 → ハママツサンギ<sup>°</sup> ヨウカフ<sup>°</sup> シキガ<sup>°</sup> イシャヌマツ<sup>°</sup> シテン ▲ダ<sup>°</sup> イヒョウトリシマリヤク▲ハママツジ<sup>°</sup> ロウ

## 項目⑤⑥ 氏名・名称(漢字) 全角25文字×2行=50文字以内

- ・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は1マス空白（説明上▲表示）とする。  
（例）静岡文具店 静岡太郎 → 静岡文具店▲静岡▲太郎 又、 静岡▲太郎
- ・法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
- ・「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白（説明上▲表示）で区切る。  
（例）株式会社浜松産業 又は、浜松産業株式会社 → 株式会社▲浜松産業 又は、浜松産業▲株式会社  
株式会社浜松産業沼津支店 → 株式会社浜松産業▲沼津支店 又は、 株式会社▲浜松産業▲沼津支店  
或いは 株式会社▲浜松産業▲▲沼津支店  
浜松産業株式会社沼津支店 → 浜松産業株式会社▲沼津支店 又は、 浜松産業▲株式会社▲沼津支店  
或いは 浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

## 項目⑦ 組織区分 コード2桁

- ・別紙「組織コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

## 項目⑧ 業種 コード2桁

- ・別紙「業種コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、2の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・庁舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、3の庁舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべてのの中から自由に選択する。

## 項目⑨ 郵便番号 7桁

- ・7桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

## 項目⑩ 県コード コード2桁

- ・県内に所在する方（業者）の場合  
県コード欄に「22」（静岡県のコード）を記入する。
- ・県外に所在する方（業者）の場合  
県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（2桁）を記入する。

## 項目⑪、⑫、⑬ 市区郡町村丁目等(漢字)、地番等(漢字)、方書等(漢字) 全角26文字×3行=78文字以内

- ・濁点、半濁点を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・県内に所在する方（業者）の場合  
市区町村（漢字）欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び丁目までを記入する。  
地番（漢字）欄には市区群町名及び丁目続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。
- ・県外に所在する方（業者）の場合  
市区町村（漢字）欄に、都道府県名及び続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。  
地番（漢字）欄には市区群町村名及び丁目続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。

**項目⑭ 通常口座振替先**

- ・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所に○）、口座名義人（カナ30桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（7桁に満たない場合には、左側を0埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）

**項目⑮ 前金払用口座振替先**

- ・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。（金融機関コードは記入しない。）

**【口座情報記入基本事項】**

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

カタカナ：アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロワウフ

記号：¥「」（）／－，．`´

英字：A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

及び、半角スペース

以下の場合には注意してください。

半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“\_”はハイフン“-”を使用します。

《略語》

「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用することができます。

下表を参考に正しい法人格を入力してください。

1 法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）

(1) 名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。株式会社 浜松産業 → カ)ハマトツサキ`ヨウ

(2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。浜松産業 株式会社 → ハマトツサキ`ヨウカ)

(3) 名称の途中に使うとき、「(」で囲む。浜松産業 株式会社 沼津営業所 → ハマトツサキ`ヨウ(カ)ヌマス`エイ

2 事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください） 静岡県協同組合 シズ`カケンキョウギ

**略語が入力できる種類名と略語一覧◆****1. 法人略語**

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ)	(カ)	(カ
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ
合名会社	メ)	(メ)	(メ
合資会社	シ)	(シ)	(シ
合同会社	ド)	(ド)	(ド
医療法人	イ)	(イ)	(イ
(一般、公益)財団法人	ザイ)	(ザイ)	(ザイ
(一般、公益)社団法人	シヤ)	(シヤ)	(シヤ
宗教法人	シユウ)	(シユウ)	(シユウ
学校法人	ガク)	(ガク)	(ガク
社会福祉法人	フク)	(フク)	(フク
更生保護法人	ホゴ)	(ホゴ)	(ホゴ
相互会社	ソ)	(ソ)	(ソ
特定非営利活動法人	トクヒ)	(トクヒ)	(トクヒ
独立行政法人	ドク)	(ドク)	(ドク
弁護士法人	ベン)	(ベン)	(ベン
有限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
無限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
行政書士法人	ギョ)	(ギョ)	(ギョ
司法書士法人	シホウ)	(シホウ)	(シホウ
税理士法人	ゼイ)	(ゼイ)	(ゼイ
国立大学法人	ダイ)	(ダイ)	(ダイ
農事組合法人	ノウ)	(ノウ)	(ノウ

## 2. 営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	エイ)	(エイ)	(エイ
出張所	シュツ)	(シュツ)	(シュツ

## 3. 事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キョウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンポ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキョウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ
国家公務員等共済組合連合会	コクキョウレン
農業協同組合連合会	ノウキョウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キョウサイレン
漁業協同組合	ギョキョウ
漁業協同組合連合会	ギョレン
公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキョウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

### 組織コード一覧表

組織コード	名 称	組織コード	名 称
00	なし	25	学校法人
01	株式会社	26	特定非営利活動法人
02	合資会社	27	無限責任中間法人
03	合名会社	28	有限責任中間法人
04	有限会社	29	独立行政法人
05	企業組合	31	監査法人
06	相互会社	32	行政書士法人
07	合同会社	33	司法書士法人
08	特定目的会社	34	社会保険労務士法人
11	医療法人	35	税理士法人
12	信用金庫	36	土地家屋調査士法人
13	森林組合	37	弁護士法人
14	農業協同組合	41	一般財団法人
15	漁業協同組合	42	一般社団法人
16	協同組合	43	公益財団法人
17	有限責任事業組合	44	公益社団法人
18	農事組合法人	51	健康保険組合
21	財団法人	52	共済組合
22	社団法人	54	国立大学法人
23	宗教法人	71	職業訓練法人
24	社会福祉法人		

### 業種コード一覧表

- ① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1 一般」、「3 建設業者等」及び「4 庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。
- ③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3 建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。
- ④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4 庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。
- ⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

#### 1 一般

コード	業 種 区 分	例 示	コード	業 種 区 分	例 示
1	国等		20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材
2	市町村		21	書籍・文具事務用品	書籍、文具具・事務用品
3	資金前渡者		22	運動・娯楽・芸能 芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ ホビー、 音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術
4	代理受領者				
5	金融機関		23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生	24	リースレンタル・ 代行	リース・レンタル、代行
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾	25	金融・不動産・法 務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・ コンサルタント
12	文化・福祉施設・葬 祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教	26	運送・自動車・貿 易	運送サービス、自動車・自転車、貿易
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞆・ 皮革、 めがね・時計・貴金属	27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業
			28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維	29	デザイン・設計・ 塗装	デザイン、設計、塗装
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・ 海産物、 菓子・パン	30	農林・園芸・水畜 産	農林・園芸・水産・畜産
			31	化学工業・ゴム・ 紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、 紙工業・紙製品
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店	32	機械工業・機械器 具	
17	理美容・クリーニン グ	理容・美容・浴場、クリーニング	33	金属工業／製品・ 鋳業	
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道	34	組合・団体	
19	電化製品	電化製品	99	その他	

### 3 建設業者等

コード	業種区分	コード	業種区分	コード	業種区分	コード	業種区分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持（清掃）
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業 （総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物及び建築物を建設する工事を行うもの）	75	土木施設維持（除草）
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持（せんてい）
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

### 4 庁舎管理

コード	業種区分	備考（庁舎管理入札参加資格業種）	コード	業種区分	備考（庁舎管理入札参加資格業種）
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	（ガス漏れ設備を含む）
83	空調関連設備保守	空気環境測定、空気調和測定装置清掃、空気調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風気保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
			90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
			91	ねずみ・昆虫等防除	
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理、（水処理施設を含む）	92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理（自動ドアを含む）			

## 県コード一覧表

- ① 申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 静岡県内の場合は、申出書の「県コード」欄に“22”（静岡県のコード）を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード（3桁）を記入してください。
- ③ 静岡県外の場合は、申出書の「県コード」欄に該当する県コード（2桁）を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

### 県コード

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	<b>静岡県</b>	<b>22</b>	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

＜本人が入札参加する場合の記入例＞

申込日以降で  
記入日を記入

入 札 書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

実印

入札者 住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

代理人氏名

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で借り受けたいので、申し込みます。

記

入札  
金額  
記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号

1 0 0

1ページの表を見て、対象物件の  
入札番号を記入

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

申込日以降で  
記入日を記入

入 札 書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

入札者の  
押印不要

入札者 住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎 印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

委任状と同じ印  
(認印可) 印

代理人の  
氏名・押印

代理人氏名 管財 次郎 印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で借り受けたいので、申し込みます。

記

入札金額記入		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号
100

1ページの表を見て、対象物件の入札番号を記入

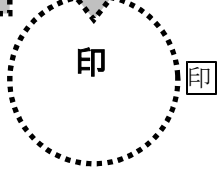


- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

<代理人が入札参加する場合の記入例>

委任状

代理人の印：  
入札書と同じ印  
(認印可)

代理人の氏名・押印

私は、下記入札番号の財産の借受けについて、**管財 次郎**    を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入札番号

100

1ページの表を  
見て、対象物件の  
入札番号を記入

委任日を  
記入

令和○年○月○日

静岡県知事 鈴木 康友 様

借受希望者の住所・氏名

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎  

(名称・代表者名)

共有者 氏 名 

(名称・代表者名)

借受希望者の  
実印

郵送用封筒（書留郵便で送付すること）

委任状（代理人が入札する場合）

納入通知書兼領収書の原本  
金融機関の領収印が押印されたもの  
領収書が発行されなかった場合は、  
支払い済みであることを確認できるもの

入札書を入れる封筒

印

印

裏面割印のうえ、  
外側に入札番号  
及び氏名(法人の  
場合はその名称  
又は商号及び代  
表者氏名)を記載  
すること

代理人が入札す  
る場合は当該代  
理人の氏名を併  
記すること

印

## 【7】物件調書

### 物件調書

地番又は所在地	土地	浜松市天竜区春野町宮川字下高瀬1441の一部				
	建物	浜松市天竜区春野町宮川字下高瀬1441				
貸付場所 及び面積	土地	2,877.12㎡ (実測面積)の うち 600.00㎡	地目	(現況)宅地 (登記簿)宅地	土地の 形状	ほぼ台形
	建物	庁舎 車庫・倉庫	1階:275.50㎡のうち169.37㎡ 169.00㎡のうち35.75㎡			
接面道路の幅員、 種別、状況等	幅員5.8m 市道 アスファルト舗装					
私道の負担等に 関する事項	無					
建物の構造 及び面積	庁舎	鉄筋コンクリート造2階建 平成元年3月築 建築面積275.50㎡ 延べ面積526.38㎡				
	倉庫・車庫	重量鉄骨造平屋建 平成元年3月築 建築面積169.00㎡ 延べ面積169.00㎡				
法令に基づく 制限の概要	都市計画区域	区域区分指定なし	用途地域	指定なし		
	建ぺい率	指定建ぺい率	基準建ぺい率	60%		
	容積率	指定容積率	基準容積率	200%		
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有	
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有 (10m・12m)	
		日影による中高層の建築物の制限		無・有		
	外壁後退	無・有	壁面線の制限	無・有		
	準防火地域	無・有	防火地域	無・有		
※ 各制限内容の詳細は、関係市町の建築確認担当課にお問い合わせください。						
供給処理施設 の状況			事業所名	電話番号		
	電気	接続可能	中部電力ミライズ(株)	0120-921-691		
	上水道	接続可能	浜松市天竜上下水道課春野上下水道室	053-983-0005		
	下水道	接続可能	浜松市天竜上下水道課春野上下水道室	053-983-0005		
	ガス	プロパンガス	-		-	
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。						
交通機関 (直線距離)	バス	遠鉄バス、秋葉バス「浜松市春野支所」停留所:物件の西方約0.1km				
	鉄道	-				
公共施設 (直線距離)	区役所	浜松市春野支所 :物件の西方約0.2km				
	小学校	浜松市立犬居小学校 :物件の南方約2.5km				
	中学校	浜松市立春野中学校 :物件の北東方約2.4km				
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)						
・地番1441と1426-1との間に浜松市所有の法定外道路(1426-3)があります。この部分を通行することに制限はありませんが、物を置く等により常時使用する場合は、別途浜松市に対して道路占用許申請が必要です。						
・本件地 東側は、国道362号に接していますが、0.5~1.5m程度の高低差があります(本件地が低い)。						
・建物は、平成19年4月以降使用していません。使用に当たっては、借受人の負担で電気、水道等諸設備の点検を行い、安全を確認してください。						

- |  |
|--|
| ・電気、水道等の公共料金、日常清掃、廃棄物処理等の費用は借受人の負担となります。 |
| ・物件の維持管理等のための県職員の立ち入り等への対応に御協力いただきます。    |

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料です。入札参加に当たっては、必ず、入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

#### 品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

#### その他の注意事項(契約不適合責任の免責等)

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。  
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修及びその費用負担については、県は対応しません。
- (3) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (4) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担については、県は対応しません。

案内図



浜松市有地  
(1426-3)



35.75m<sup>2</sup>

169.37m<sup>2</sup>

1441

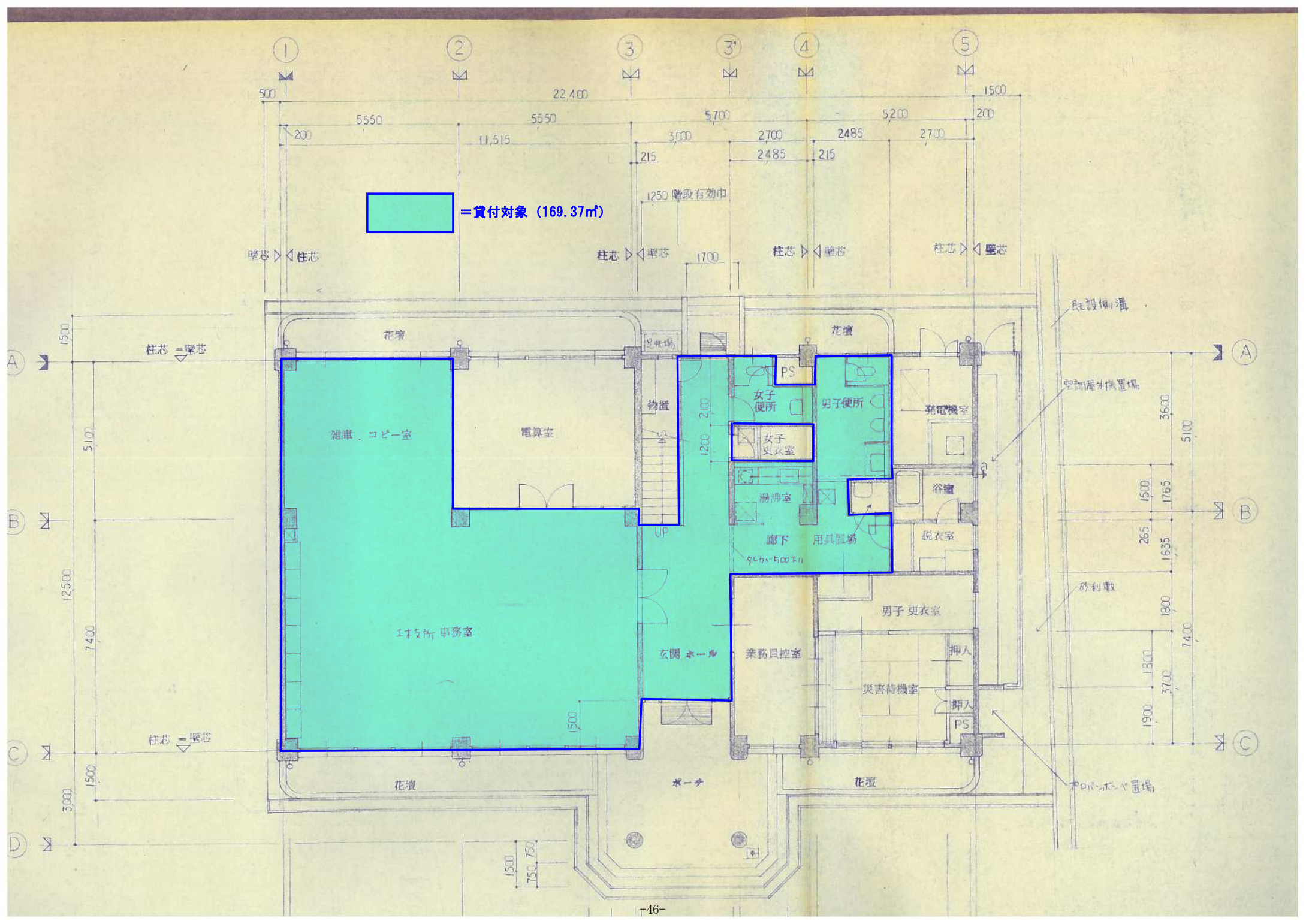
600.00m<sup>2</sup>

・貸付対象 (土地)



・貸付対象 (建物)





**=貸付対象 (169.37㎡)**

壁芯 < 柱芯

柱芯 < 壁芯

柱芯 < 壁芯

柱芯 < 壁芯

柱芯 = 壁芯

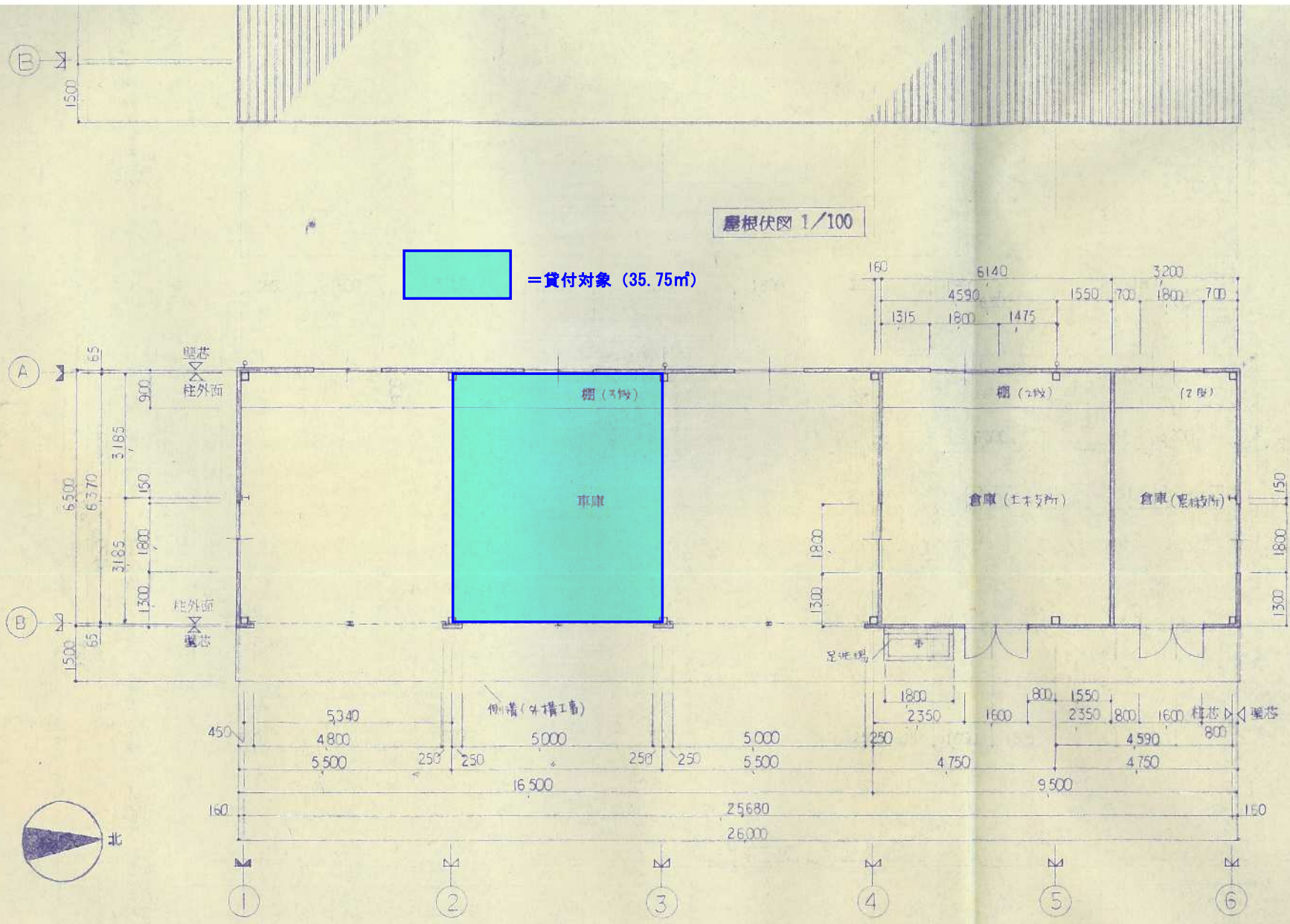
柱芯 = 壁芯

既設備溝

空調機外機置場

砂利敷

アクリル板置場



=貸付対象 (35.75㎡)

屋根伏図 1/100

平面図 1/100

種	軒通一塩
建具	軽量シャッター
塗装	鉄部 S.O
備考	転倒樹
内部仕上表	
床	コンクリート
巾木	
腰	コンクリート
壁	鉄骨鋼板工 一部 6ヶ付
天井	鉄骨鋼板折
塗装	鉄部 S.O.P
備考	木製棚 (3)

記 事	検図	総括	意匠	構造	設備	昭和63年度天竜土木事務所春野支所 北越農林事務所春野支所庁舎建築工事 設計図 63年7月 日 設計番号	平面図、屋根伏図 仕上表
					EMG その他( )		